

第2子(0～2歳児クラス)の保育料を無料 <市独自支援> 子育て支援課(千代田庁舎)

少子化対策と若い世代の子育て支援として、4月から認可保育園(市立保育所含む)、認定こども園(保育部分)などを利用する、第2子(0歳児から2歳児クラス)のいる市内在住の保護者を対象に、保育料(利用者負担額)が無料になりました。なお、教材費や延長保育料などは、今までどおり実費負担となります。

(例) Aさん一家の場合



兄 / 10歳
小学4年生



妹 / 2歳
民間保育園に通園



父親の所得割: 15万円
母親の所得割: 15万円

合計所得割: 30万円 (階層区分: 第6階層)

●妹の利用者負担額: 43,000円⇒0円

(例) Bさん一家の場合



兄 / 5歳
認定こども園に通園



妹 / 2歳
市立保育所に通所



父親の所得割: 20万円
母親の所得割: 15万円

合計所得割: 35万円 (階層区分: 第7階層)

●兄の利用者負担額: 幼児教育・保育無償化で0円

●妹の利用者負担額: 25,000円⇒0円

(例) Cさん一家の場合



姉 / 2歳
市立保育所に通所



弟 / 0歳
市立保育所に通所



父親の所得割: 20万円
母親の所得割: 15万円

合計所得割: 35万円 (階層区分: 第7階層)

●姉の利用者負担額: 50,000円

●弟の利用者負担額: 25,000円⇒0円

第3子以降の保育料を助成

令和5年度の保育料が全額助成対象となります。申請手続きは、令和6年4月以降となります。対象者に関係書類を子育て支援課より送付します。助成を受けるには、保育料の未納がないことが条件となります。

【階層とは?】

世帯の所得やその他の事情を勘案して8つの区分に分けたものです。保育料は、世帯の所得やその他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が、市町村民税所得割を基に階層ごとに決定しています。

※本ページでは、児童が最大11時間、通園・通所している場合の保育料を記載しています。

くらしのお知らせ

道路の管理にご協力ください



【道路に泥を落とさないでください】

トラクターなどを使用した農作業後に田や畑から公道へ出る際には、必ず泥を落としてから走行するようにお願いします。車道や歩道に落ちた泥のかたまりは、歩行者や車両の通行の妨げになり大変危険です。交通安全と環境美化のため、道路に泥を落とさないようにしましょう。

【道路側溝内の土砂堆積を見つけたら】

市が管理する道路の側溝に土砂が堆積し、雨水があふれている場所を見つけたら、ご連絡ください。

☎ 道路課（霞ヶ浦庁舎）

樹木の管理にご協力ください



道路上の樹木の張り出しは、歩行者や車両の通行の妨げになりますので、安全確保のために樹木の管理にご協力をお願いします。作業をする場合は、歩行者や車両の安全を十分確保し、事故や転落などに注意してください。

電線がある場所での作業は危険を伴うため、東京電力やNTTに連絡してください。



東京電力 ☎ 0120-995-007
NTT ☎ 113（固定電話の場合）
☎ 0120-444-113（携帯電話の場合）

☎ 道路課（霞ヶ浦庁舎）

茨城県土浦土木事務所 ☎ 029-822-4347

マイナポイントの申込期限が延長



マイナンバーカードの交付までにかかる時間やポイントの申込期限、ポイントの取得要件である買い物やチャージにかかる期間などを考慮し、マイナポイント第2弾の申込期限が**今年9月末まで延長**されました。

【マイナポイント第2弾の対象】

今年2月末までに、マイナンバーカードを申請した方

【ポイントの申し込みはお早めに】

マイナポイントの申込期限が近づくと、アクセス集中によりサイトにつながりにくくなるおそれがありますので、早めの手続きをお願いします。

なお、ポイントの申し込みや健康保険証の利用登録は、お持ちのスマホでも手続きできます。

☎ 市民課（千代田庁舎）

税務証明書のコンビニ交付



6月1日困から、令和5年度の市県民税課税証明書・非課税証明書、所得証明書がコンビニで取得できます。夜や休日にも利用でき、大変便利です。

利用するには、マイナンバーカードとカードを受け取る際に設定した4桁の暗証番号が必要です。

※住民税の納付方法によって取得可能日が異なります。

特別徴収（給与天引きの方）：6月1日困から

普通徴収（ご自身で納付する方）：6月15日困から

【利用できるコンビニ】

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セイコーマート

※マルチコピー機が設置されている店舗に限る

利用時間：午前6時30分～午後11時

（12月29日～1月3日を除く）

発行手数料：各証明書1通300円

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 税務課（千代田庁舎）

市税の納付方法が増えました



4月から、納付書に掲載するeL-QR（地方税統一QRコード）を利用した納付ができるようになりました。これまでの納付方法に加え、全国の金融機関やWEB、スマホアプリから納付できます。

【eL-QRで納付できる税目】

●市県民税（普通徴収） ●固定資産税

●軽自動車税 ●国民健康保険税



地方税お支払サイト

【利用可能な納付方法】

●全国の金融機関などの窓口

対応可能な金融機関などは、地方税共同機構ホームページをご覧ください。

●WEBシステム「地方税お支払サイト」

MPN（マルチペイメントネットワーク）

およびクレジットカード払いが可能です。

●スマホ決済アプリ

対応可能な決済アプリは、「地方税お支払サイト」をご覧ください。



対応可能な金融機関



対応可能な決済アプリ

☎ 納税課（千代田庁舎）

旧牛渡小学校の有効活用について



平成28年3月末で廃校となった旧牛渡小学校の有効活用について、地域活性化につながる事業計画を法人や団体などから幅広く募集しました。令和5年3月に、日立建機株式会社（東京都台東区）と公有財産賃貸借契約を締結しました。今後は、研究開発の拠点として活用される予定です。

☎ 検査管財課財産総括室（千代田庁舎）

ふるさと納税返礼品の開発などを支援



ふるさと納税返礼品の開発や改良、パッケージや返礼品ページの作成などに取り組む事業者に対し、補助金を交付します。

返礼品の提供にあたり、国の基準に従う必要があるため、申請前に市へご相談ください。

【補助額】

対象経費の4分の3（上限50万円）

※対象事業ごとに上限があります。複数の事業を行うこともできますが、事業者1人につき上限50万円です。

対象事業	内容
返礼品開発事業 上限50万円	返礼品の新たな開発／返礼品とするために既存の商品を改良／既存の返礼品を改良
返礼品パッケージ等 作成事業 上限20万円	返礼品のパッケージ・ラベルまたは包装資材の新たな作成、または改良
返礼品ページ作成事業 上限20万円	ポータルサイトに掲載する返礼品の画像または文章の作成、または改良

【対象となる事業者】 ※この他にも条件があります。

●申請年度の3月15日までに、事業が完了できること

●事業により作成する成果物を、ポータルサイトに継続して掲載することについて誓約すること

●事業者が住所または所在地を有する市区町村の税に滞納がないこと

※事業所の所在地は問いません。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

◆返礼品取扱事業者を募集中

本市へふるさと納税をしていただいた方に、返礼品として市産品やサービスを提供する「返礼品取扱事業者」を随時募集しています。気軽にご相談ください。



事業者の募集案内

☎ 地域未来投資推進課（霞ヶ浦庁舎）

植えてはいけない「けし」に注意



「けし」の仲間は、春から色鮮やかで美しい花を咲かせ、観賞用として人気がありますが、麻薬の原料になることから法律で栽培が禁止されているものがあります。自宅に次のような「けし」が生えているときは、抜去にご協力ください。



アツミゲン
【セティゲルム種】



ケン(八重)
【ソムニフェルム種】

☎ 土浦保健所衛生課 ☎ 029-821-5364

イベントのお知らせ

霞ヶ浦駐屯地記念行事



霞ヶ浦駐屯地開設70周年・関東補給処創立25周年記念行事を開催します。

日程：6月3日(日)

場所：陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地

（土浦市右廻2410）

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地広報班

☎ 029-842-1211（内線：2218）

相談のお知らせ

行政相談所を開設



行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者で、行政に関する相談（行政サービスや手続きに関すること）の解決のために活動しています。相談は無料です。気軽にご相談ください。

日時：6月6日(日)

午前10時～正午・午後1時～3時

場所：あじさい館

委員：小倉征夫（新治）、坂本千一（加茂）

※開設日以外は、電話による相談もお受けしています。

茨城行政監視行政相談センター ☎ 029-221-3347

☎ 地域コミュニティ課（霞ヶ浦庁舎）

歯のなんでも無料電話相談



「歯と口の健康週間」に合わせて、電話相談を開設します。

入れ歯・インプラント・矯正・口臭・子どもの歯のことなど、普段聞けない歯に関する悩みや質問などに対し、歯科医が無料で電話相談をお受けします。匿名で相談できますので、気軽にお電話ください。

日時：6月11日(日)午後1時～4時

※当日は、下記の電話番号で相談が可能です。

☎ 茨城県保険医協会 ☎ 029-823-7930

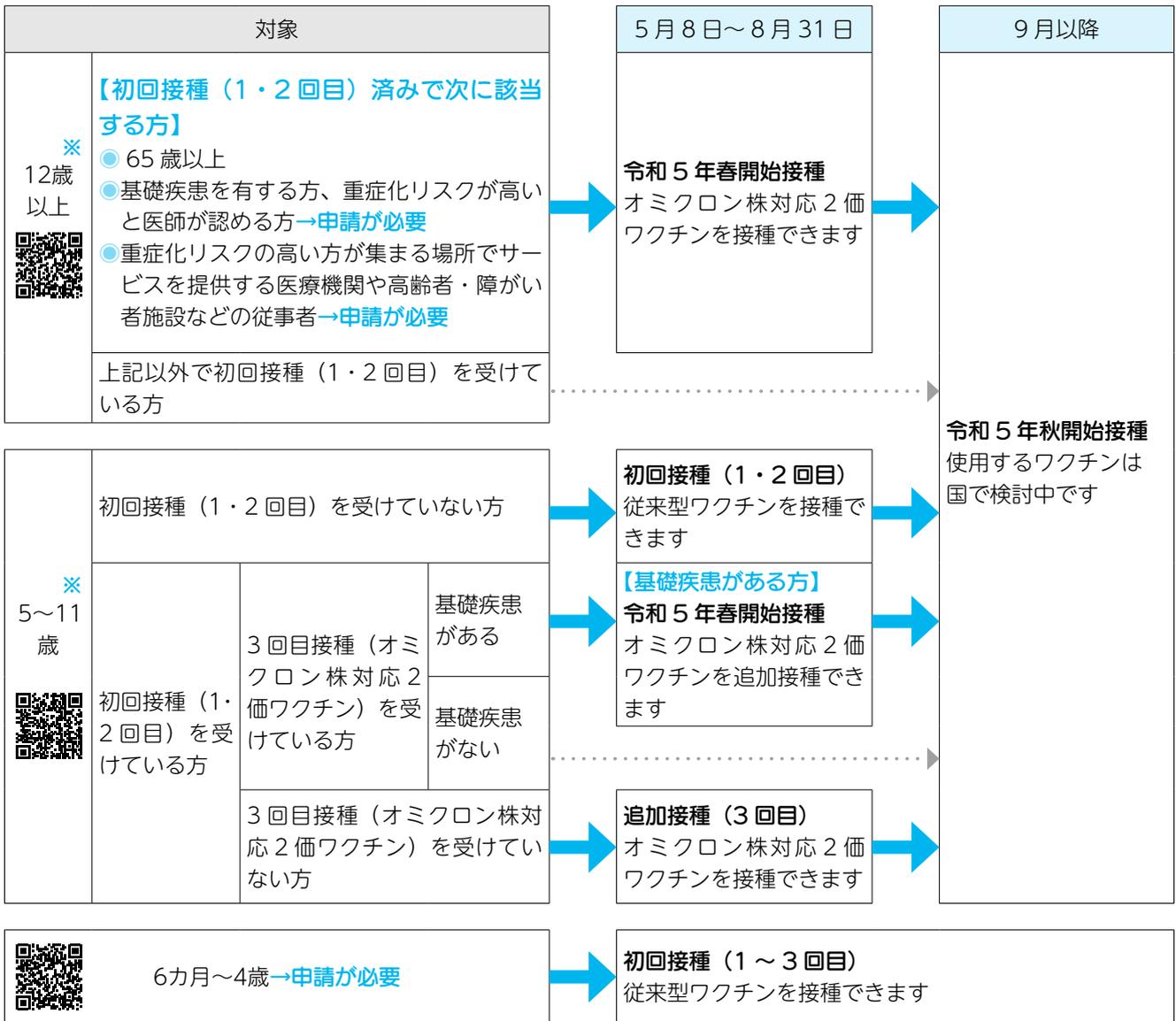
有料広告欄

令和5年度も無料でワクチンを接種できます（要予約） 健康増進課 ☎ 029-898-2312



【令和5年度 ワクチン接種のイメージ】

※この矢印（……▶）は、接種の対象外の期間を指します。



※ 初回接種（1・2回目）がまだの方 まずは初回接種（従来型ワクチン）を受けてください。初回接種から3カ月以上間隔を空けて、オミクロン株対応2価ワクチンを接種できます。

電話予約 (コールセンター) ☎ 029-853-0771 午前9時～午後5時/土日除く

WEB予約 (スマホ・パソコン)



< 5月8日(月)以降 > 「5類感染症」に変更された後の療養のポイント

詳細▶



他の人にうつすリスクはどれくらいあるの？

発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出しているといわれています。特に**発症後5日間が他人に感染させるリスクが高い**ため、注意してください。

感染したら何日くらい外出を控えた方が良いの？

法律に基づく外出自粛は求められませんが、発症日を0日として、**5日間は外出を控え、症状が軽快して24時間程度が経過するまで外出を控えて様子を見ること**を推奨します。

「濃厚接触者」の取り扱いはどうなるの？

保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、法律に基づく外出自粛は求められません。

広報

かすみがうら

お知らせ版

■発行日/令和5年5月5日 ■発行/かすみがうら市
 ■編集/秘書広報課(千代田庁舎)
 ☎ 315-8512 茨城県かすみがうら市上土田461
 ☎ 0299-59-2111 / 029-897-1111 FAX 0299-59-2176
 ホームページアドレス/ <https://www.city.kasumigaura.lg.jp>



ホームページ



環境にやさしい
植物油インキ使用



ユニバーサル
デザインフォント



広報誌を
アプリで読む